

令和5年度 埼玉県若年性認知症自立支援ネットワーク研修

若年性認知症の方が利用できる 社会保障制度について

埼玉県・さいたま市若年性認知症サポートセンター

若年性認知症支援コーディネーター

鴨田和子

なぜ社会保障制度を理解することが必要なのか

経済的に不安定になりやすい

若年性認知症の方のためだけの制度はない

この研修で紹介する制度

自立支援医療制度

傷病手当

指定難病医療費給付制度

精神障害者保健福祉手帳

障害年金

【収入の増減】

	全国(n=1005)
変わらない	31.9%
減った	57.4%
増えた	1.7%
わからない	8.9%

【家計】

	全国(n=1009)
とても苦しい	14.1%
やや苦しい	21.1%
何とかまかなえている	55.1%
余裕がある	5.4%
わからない	4.3%

【 家族の困りごと 】

- ・ 将来の経済的不安

【いつも必要としている情報】

- ・ 経済的支援に関する情報

自立支援医療制度について (1)

制度の概要

認知症により、**通院**による治療を続ける必要のある病状の方に、認知症の治療にかかる医療費を軽減する制度
入院は対象外

自立支援医療制度のご案内 (精神通院医療)

1. 自立支援医療制度(精神通院医療)とは

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、通院による継続した治療を受けると、医療費の負担が多くなることがあります。

自立支援医療制度は、精神疾患に必要な治療を続けられるように医療費の負担軽減を図る制度です。

制度の対象は、通院治療に係る診療代や薬代、往診料などです。

- 医療費の自己負担上限額は所得や病状に応じて決まります。
- 有効期間は最長1年間です。
有効期間を継続するためには毎年の申請が必要です。
- 制度の対象となる医療機関は病院(診療所)、薬局、精神科デイケア、訪問看護です。
(注) 受給者証に記載している指定自立支援医療機関に限ります。

是非、この制度を利用してくださいね!



彩の国
埼玉県

自立支援医療制度のご案内(精神通院医療)」は埼玉県のホームページからダウンロードできます

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19960/zirituleahuret_tomihiraki.pdf

利用できる医療機関

指定自立支援医療機関

(病院、診療所、薬局、訪問看護
精神科デイケア)

* 訪問看護は、介護保険優先となる場合があるので確認が必要

指定自立支援医療機関の情報

埼玉県ホームページの
「指定自立支援医療機関(精神通院医療)
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/meibo/index.html>)」
「8 指定自立支援医療機関一覧表」
で検索できます

自立支援医療制度について (2)

自己負担割合について

世帯の所得や病状に応じて、医療費の自己負担割合や月額自己負担上限額が決まる

所得区分		自己負担割合	1か月の自己負担上限額	
			「重度かつ継続」に該当しない	「重度かつ継続」に該当する
低所得層1	市町村民税非課税世帯 本人収入額 年80万円以下	1割	2,500円	左記と同じ
低所得層2	市町村民税非課税世帯 本人収入額 年80万円超		5,000円	
中間層1	市町村民税 所得割3万3千円未満		上限額の設定なし (医療保険の自己負担 限度額)	5,000円
中間層2	市町村民税 所得割23万5千円未満			10,000円
一定所得以上	市町村民税 所得割23万5千円以上	1割	自立支援医療 対象外	20,000円 ※令和6年3月31 日までの経過的特例措置

重度かつ継続に該当する場合のみ

継続的な通院医療を受ける必要があり、相当額の医療費がかかる方
精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者

自立支援医療制度について（3）



申請について

- 窓口は市町村の障害福祉担当課
- 申請書や医師の診断書（意見書）など、必要な書類をそろえて申請する
- 認定されると、『自立支援医療受給者証』『自己負担上限管理票』が届く



自立支援医療受給者証
(精神通院医療)

自己負担上限額管理票

そ の 他

- 受給者証に記載されている自立支援医療機関のみで利用可能
- 精神障害者保健福祉手帳との同時申請も可能
- 有効期間は1年間で、更新手続きが必要

指定難病医療費給付制度について (1)

指定難病医療費給付制度とは

医療費の負担軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に、当該指定難病に付随して発生する傷病の医療費の一部を助成する制度

対象となる方

前頭側頭葉変性症(前頭側頭型認知症、意味性認知症)と診断された方のうち、認定基準を満たした方

診断基準 難病情報センター

127-201704-kijyun.pdf (nanbyou.or.jp)

申請について

住所地を管轄する
保健所

「指定難病の医療給付に係る支給認定(新規)申請の手引」は埼玉県のホームページからダウンロードできます

<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/195058/r5sinkinotebiki.pdf>

338 疾病対応(R3.11.1~)
R5.4.1 更新

指定難病の医療給付に係る 支給認定(新規)申請の手引

指定難病に係る医療給付を受けるには、支給認定の申請を行い埼玉県から認定を受ける必要がありますので、この手引をお読みいただいた上で申請してください。

埼玉県マスコット「コトリン」

【目次】

指定難病に係る医療給付制度	1 ~ 2頁
医療給付の対象者・医療受給者証有効期間	1頁
医療給付の内容	2頁
留意していただきたい事項	2頁
指定難病の一覧(338疾病・50音順)	3 ~ 6頁
支給認定申請	7 ~ 10頁
支給認定申請ができる方など	7頁
認定基準	7~8頁
自己負担上限月額の算定	9~10頁
支給認定申請に必要な書類・記入例	11 ~ 20頁
必要書類の一覧	11~14頁
申請書の記入例	15~16頁
個人番号(マイナンバー)について	17~20頁
申請中(受給者証交付前)に変更があった場合	21頁
医療受給者証交付後の注意事項	22 ~ 23頁
受給者証窓口負担の例など	22頁
医療受給者証交付前に生じた医療費の請求	23頁
変更事項等が生じた場合	23頁
よくある質問	24 ~ 25頁
参考	25 ~ 26頁
支給認定申請等の受付窓口一覧	27頁(裏表紙)

彩の国
埼玉県

埼玉県 難病対策

※ この制度は「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病法)」に基づくものです。

指定難病医療費給付制度について (2)

利用できる医療機関

埼玉県 難病指定医療機関



難病法に基づく指定医療機関に限る

指定医療機関の情報は埼玉県のホームページに掲載されている

医療の給付 : 入院、外来、薬剤、訪問看護

介護の給付 : 訪問看護、訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導、
(介護予防含む) 介護療養施設サービス、介護医療院サービス

自己負担額

自己負担上限月額は支給認定基準世帯員の市町村民税に応じて決定

階層区分	階層区分の基準		負担割合	自己負担上限月額 (一般)	
低所得Ⅰ	市町村民税非課税(世帯)	本人収入 ~80万円	2割		2,500円
低所得Ⅱ		本人収入 80万円超			5,000円
一般所得Ⅰ	市町村民税 所得割額	7.1万円未満			10,000円
一般所得Ⅱ	市町村印税所得割額	7.1万円以上 25.1万円未満			20,000円
上位所得	市町村民税所得割額	25.1万円以上			30,000円

精神障害者保健福祉手帳について（1）

制度の概要

精神疾患（認知症）により、日常生活に支障がある場合に、障害の程度を1級～3級の等級に分けて認定され、手帳が交付される。年齢の制限はない

3級	2級	1級
一部介助を必要とし、日常生活や社会生活が制約される状態	必ずしも常時介助を必要としないが、日常生活に著しい支障をきたす状態	日常生活をひとりで送ることがきわめて難しく、常時介助が必要な状態



障害者手帳	
写真	氏名 厚生 花子
	住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
	生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
	障害等級 1級
	手帳番号 〇〇〇〇〇 号
公布日 平成〇〇年〇〇月〇〇日	都道府県 埼玉県
有効期限 平成〇〇年〇〇月〇〇日	指定都市 さいたま市

申請の時期・要件

初診日（認知症の症状について、はじめて医師の診察を受けた日）から**6カ月**を経過し、日常生活に支障がある場合

精神障害者保健福祉手帳について（2）

利用できる制度・サービス等

- 就業面
 - ・ 企業の障害者法定雇用枠での就業
 - ・ 障害者総合支援法に基づく就労サービスの利用
- 税金等
 - ・ 所得税、住民税、相続税等の障害者控除 など
- 各種利用料金の割引等（市町村で異なる）
 - ・ バスの運賃の割引
 - ・ 公共施設の観覧・利用料の割引 など
- その他
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人が65歳になった時、後期高齢者医療制度の障がい者認定を受けることができ、医療費負担が軽減される場合がある

精神障害者保健福祉手帳について（3）

相談・申請窓口・申請手続き

- 窓口は市町村の障害福祉課
- 申請書や医師の診断書（意見書）など、必要な書類をそろえて申請する
- 認定されると、『障害者手帳』が届く
- 自立支援医療との同時申請も可能

そ の 他

- 有効期間は2年間で、更新手続きが必要

障害年金について (1)

制度の概要

障害年金は病気（認知症）によって日常生活が困難になった時に生活を支える年金
非課税です

障害年金は非課税です



年金の種類・支給額・申請先

初診日に加入していた年金	障害年金の区分	年金支給額(2018年の場合)	申請先
国民年金	障害基礎年金1級	993.750円+子の加算	お住まいの市(区)役所または町村役場
	障害基礎年金2級	795.000円+子の加算	
厚生(共済)年金	障害厚生(共済)年金1級	報酬比例年金額×1.25倍 +配偶者加算額(228.700円)	お近くの年金事務所 (ただし初診日時点で 共済組合に加入して いた方は、加入して いた共済組合)
	障害厚生(共済)年金2級	報酬比例年金額 +配偶者加算額(228.700円)	
	障害厚生(共済)年金3級	最低保障年金額(596.300円)	

障害年金について（2）

精神障害者保健福祉手帳を
取得していなくても、障害年
金を申請することができます



申請の要件

- 初診日（認知症の症状について、はじめて医師の診察を受けた日）から1年6カ月経過している
- 初診日が65歳誕生日の2日前までにある
- 初診日に公的年金に加入していて、2カ月前までの保険料を納めるべき期間において、保険料納付期間と免除期間を合わせた期間が3分の2以上ある
または、前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がない。
- 障害の程度が一定の基準以上の状態にある

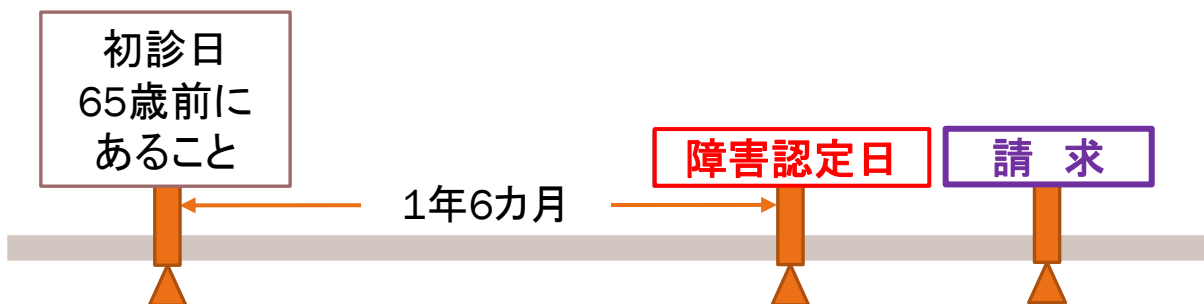
3級	2級	1級
日常生活に支障があり、労働にも制限が必要な状態	日常生活もかなり難しく、働くことができない状態	日常生活が他人の助けを借りないとできない状態

- 老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない

障害年金について（3）

障害認定日請求

障害認定日に3級から1級に該当した状態であるときの請求



- ・ 3級から1級に該当した状態であること
- ・ 障害認定日から3カ月以内の診断書があること

事後重症による請求

障害認定日に3級から1級に該当しなかった場合、その後認知症が進行し該当する障害の状態になった時の**請求**



障害年金に該当しない状態
診断書がない

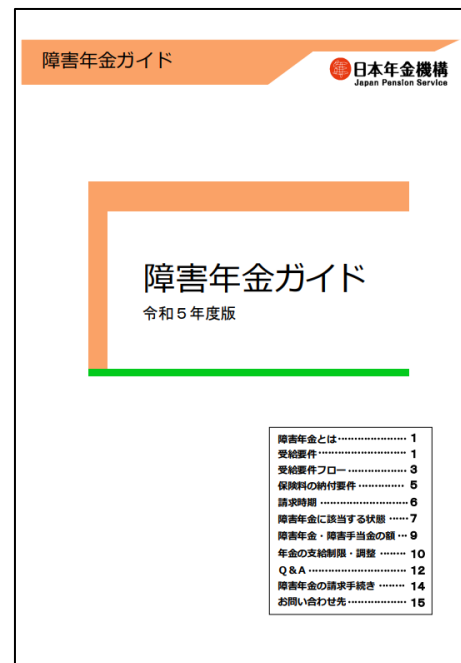
3級から1級に該当する状態であること

障害年金について（４）

申請窓口・申請手続き

- 「初診日」を確認の上、年金事務所に相談
↓
- 「年金請求書」を年金事務所に提出
申請には、医療機関の「初診日証明書」主治医の「診断書」が必要
診断書は精神障害、神経障害の診断または治療に従事している医師は記入できる
↓
- 「年金証書」「年金決定通知書」等が約3カ月後に日本年金機構から届く
↓
- 「年金証書」が届いてから約1～2か月後に年金の振込が開始される

自分で申請することが難しい場合は、社会保険労務士に依頼することもできます
申請後5カ月程度かかるので、早めに準備を始めましょう



「障害年金ガイド」は日本年金機構のHPからダウンロードできます

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kyufu.files/LK03-2.pdf>

障害年金について（5）

年金受給について

障害年金受給者が65歳に達した時点で、「障害年金」を継続するか、「国民年金」「厚生年金」等を選択することができる

国民保険料の免除

障害年金1級・2級の受給者は、国民年金の保険料が法定免除される
年金事務所で免除申請が必要

後期高齢者医療保険の障害認定

障害年金1級・2級の方が65歳になった時、後期高齢者医療制度への加入を選択でき、
医療費負担が1割になる場合がある
医療保険すべてが対象となる

認知症が原因で仕事を休み、給与を受けられない時に支給される生活の保障
療養のために仕事に就けない時に利用できる

対 象 者

医療保険（健康保険組合、全国健康保険協会、各種共済組合などの健康保険）に加入している方

国民健康保険加入者はこの制度はありませんが、特定の職種ごとに設立している国民健康保険組合に加入している場合は確認が必要

支 給 の 条 件

- ・ 担当医師の意見などをもとに、それまで就いていた仕事を継続することができないと判断された場合
- ・ 最初に3日間連続で休み、4日目以降も就労できないこと
- ・ 休業した期間について、給与の支払いがないこと

発症後、すぐに退職をすすめられることがあります
退職する前に治療に専念するために休職することができます



傷病手当について（2）

支給の期間

支給開始日から通算して1年6カ月の間
退職した場合でも残りの期間分の傷病手当金を受給できる
（1年以上医療保険に加入していた場合）

支給額の計算方法

支給総額

=

直近1年間の標準報酬月額
の平均額の30分の1

×

3分の2

×

支給日数

併給調整について

傷病手当金を受給している方が障害年金を受けようになったときは、傷病手当金の支給額が調整されます。



「若年性認知症認知症の方やそのご家族へ」

埼玉県では、若年性認知症と診断された方が利用可能な社会保障制度についてリーフレットを作成しました。

ダウンロードしてご利用ください。

埼玉県のHPからもダウンロードできます。

https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/19889/jyakunen_gokazoku.pdf

若年性認知症の方や そのご家族へ

～若年性認知症の本人と家族が利用できる
制度・サービスについて～



このリーフレットは 65 歳未満で認知症と診断された方が適切なサービスを受けられるよう、道しるべとして作成しました。

若年性認知症の方には、現役世代だからこそ給付の対象となる制度・サービスがありますので確認してください。

また、埼玉県は若年性認知症サポートセンターを設置しています。ぜひご利用ください。

令和 5 年 3 月
埼玉県福祉部地域包括ケア課



令和5年度

若年性認知症自立支援ネットワーク研修

社会保障制度の活用事例

紹介事例

さいたま太郎 さんの状況

- ・ 男性 57歳
- ・ 製造業（工場勤務勤続32年）
- ・ X：初診日
工場でミスが続き上司に勧められ受診
- ・ 前頭側頭型認知症と診断 54歳
- ・ 家族構成
妻（パートタイマー） 長男（社会人） 長女（大学2年）
- ・ 住宅ローンなし

さいたま太郎さんを例に 活用した社会保障制度をご紹介します

1. 自立支援医療制度

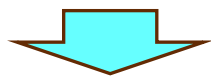
X (初診日) + 6 か月

診断後に活用できる社会保障制度についての相談

 **自立支援医療制度**について情報提供

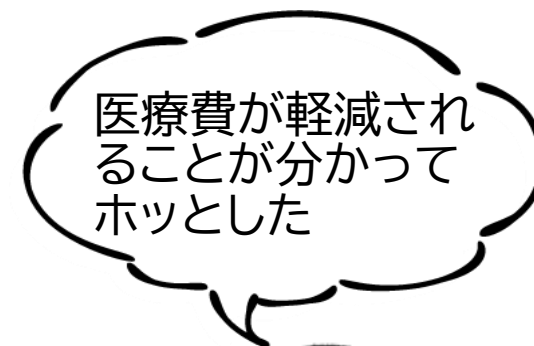
スライド
4・5・6

太郎さんの受診先の病院は指定自立支援医療機関であった
自立支援医療を申請 窓口：障害福祉担当課



自立支援医療受給が認定される

太郎さんの場合、前年の所得と病状により申請の翌年度から
前頭側頭型認知症に関する医療費・服薬代の負担が軽減された



太郎さん

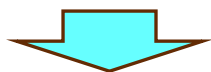
2.精神障害者保健福祉手帳

X+ 6 か月

 **精神障害者保健福祉手帳**について情報提供

スライド
9・10・11

自立支援医療制度と同時申請が可能 医師の診断書は1通



精神障害者保健福祉手帳（3級）取得

手帳の活用

- ・ 所得税・住民税の控除
- ・ 美術館巡り（造形・絵画鑑賞を楽しむ）
- ・ バスを利用して外出



3.傷病手当金

X+12か月

仕事でミスが増えている、今後の働き方について相談をしたいと人事担当者から妻に連絡



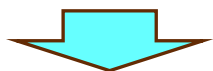
傷病手当金について情報提供

スライド
17・18

人事担当者との面談に当センターのコーディネーターが同席

会社提案

- ・ 休職し傷病手当金受給
または
- ・ 配置転換 役職を降りる 給与が下がる



休職し**傷病手当金**受給を決める

休職から3か月後 退職

資格喪失後の継続給付要件を満たし 妻が協会けんぽに支給申請書を郵送

家計的には傷病手当金の方がよいけど...



太郎さんの妻

4. 障害年金

X+18か月

会社を退職し3か月

- ・ 傷病手当金が終了したら 収入が無くなってしまう
- ・ 娘の学費があと一年間必要
- ・ 妻の収入だけでは生活は厳しい...

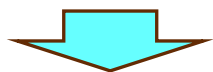


障害年金について情報提供

スライド
12-13-14

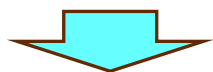
年金事務所に相談

太郎さんは障害厚生年金申請要件を満たしている



主治医に障害厚生年金の申請の意向を伝え「初診日証明」「診断書」の作成を依頼

障害厚生年金の申請



スライド
15

の手順で申請を行い傷病手当金受給から間をあげずに障害年金を受給することができた



5. 指定難病医療給付制度

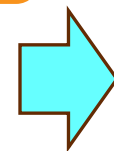
X+30か月

太郎さんの妻から相談

夫がコンビニで代金を支払わずに物を持ってきたり、その場でペットボトルを開けて飲んでしまい、警察からの呼び出しが続いている。
主治医に相談したら、前頭側頭型認知症の症状が進行していると説明を受け**入院治療**を勧められた。入院費用が心配…

 **指定難病医療給付制度**について情報提供

前頭側頭型認知症は指定難病となる 申請



認定

スライド
7・8

入院治療費のやりくりができた 安心して仕事ができるようになった



太郎さんの妻

太郎さんの妻は…

主治医に指定難病医療費給付の申請を相談。現在の病状が認定基準を満たしているため、保健所に申請し認定された。難病法に基づく指定医療機関に入院をして、入院治療費は2割負担となった。